

## 議案第 5 号

白岡市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

白岡市児童福祉審議会条例（平成 25 年白岡市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 16 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。